## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

論旨第二点及び第三点について

Aは公務員(衆議院議員)であるところ、公務員に対する名誉毀損の所為は、摘示事実の真実なることにつき証明があるときは罪とならないことは所論のとおり、また、公務員に対する名誉毀損罪の成否については、摘示事実の真実性に対する名誉毀損罪の成否については、摘示事実の真実性に証明が十分ない場合においても、その証明十分ならさることについての認識の欠べまたは、その証〈要旨〉明ありとの確信の存在)は犯意を阻却するものと解するでは、その証〈要旨〉犯意を阻却するのは解するの書意の誤認を許容するものであり、換言すれば、それはが、摘示者につき相当の理由がある場合に限るのであり、換言すれば、それはが、適いと言いである場合ではなく、その証明は不十分であったが、摘示事実を真実なりと信じたのは無理のないところである場合でな常識に知りる。高等裁判所刑事判決特報一五号一〇〇頁参照)。

よつて考察するのに同証人B、同C、同Dの各供述その他一件記録並びに全証拠を精査検討するも、Aが現に共産主義思想を抱懐し、右摘示事実の如く、終戦後、共産主義運動を開始するため、たくみにE党にもぐり込んだ者であるとの事実取摘示事実の真実なることにつき証明かあつたと確認するに足りる証拠はなく、、被告人か、右摘示事実を真実なりと信ずるにつき合理的にこれを首肯せしめるに足りる客観的資料乃至情況の存在を認めることもできない。被告人が資料として引用する証拠(当裁判所昭和二九年領第五八一号の四)を以つてしても右認定を覆すによりず、また原審における証人Fの供述はこれを措信し難い。果して然らば所論の各事由をもつて、被告人の刑責を阻却するに由がなく、各論旨は、いずれもその理由かない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 三宅富士郎 判事 河原徳治 判事 遠藤吉彦)